

○公立大学法人周南公立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程

(令和4年4月1日規程第10-2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、周南公立大学職員就業規則第59条の規定に基づき、公立大学法人周南公立大学(以下「法人」という。)におけるハラスメントの防止及び対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント すべての法人の活動における関係又は地位を利用して加えられる、当事者の望まない、不当な、有形又は無形の圧力をいう。
- (2) 学部等 学部、総合教育部、教学マネジメント機構、グローバル化推進機構、研究・地域・産学連携推進機構、図書館及び事務局をいう。
- (3) 職員 公立大学法人周南公立大学組織規程第2条第3号に定める者をいう。
- (4) 法人の構成員 法人の役員及び職員並びに周南公立大学(以下「本学」という。)の学生、科目等履修生及び公開講座等の受講生その他本学で教育を受ける者をいう。

(法人の責任)

第3条 理事長は、ハラスメントの防止及び対策に関する施策全般について責任を負い、学部等の長は、その施策の具体的な実施について責任を負う。

- 2 法人の構成員を監督する立場にある者は、ハラスメントのない良好な環境を確保するために、日常的な活動の中で指導又は助言を行い、ハラスメントに起因する問題が生じたときは、迅速かつ適正に対処する責任を負う。

(この規程の適用範囲)

第4条 この規程の対象者は、法人の構成員とする。

- 2 この規程は、法人の構成員間又は法人の構成員とそれ以外の者との間に発生したハラスメントに対して、当該ハラスメントが発生した時間及び場所を問わず適用する。

(ハラスメントの防止及び対策のための実施機関)

第5条 ハラスメントの防止及び対策並びにハラスメントの被害者及び加害者に対する必要な措置を執るために、ハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 各学部及び総合教育部から選出された職員

(2) 事務局から選出された職員

2 委員は、男女同数となるよう努めなければならない。

3 委員会は、必要と認めるときは、理事長の同意を得て、法人の構成員以外の者を委員に加えることができる。

(委員会の委員)

第7条 委員は、理事長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 理事長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員の職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

5 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されない。

(委員会の任務)

第8条 委員会は、ハラスメントの防止及び対策に関する方針を策定する。

2 委員会は、ハラスメントの防止のために、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 啓発

(2) 研修

(3) 環境及び慣習を改善するために必要な措置の勧告

(4) その他必要な活動

3 委員会は、相談員に研修を行う。

4 委員会は、相談のあった事案に関して、相談員又は調査委員会の報告を踏まえ、また、被害者の意向を考慮して審議を行い、次の各号に掲げる措置のほか、必要な措置をとらなければならない。

(1) ハラスメントの当事者の一方から要請があり、他方の同意があるときは、話し合いで解決することができるよう当事者に対して指導又は助言をすること。

(2) 事態が重大かつ緊急のときは、直接当事者に対して指導又は助言すること。

(3) 相談員からの報告に基づき必要と認めるときは、調査委員会を設置して、事実関係の調査にあたらせること。

(4) 調査委員会からの調査報告を受けたときは、遅滞なくハラスメント解決のために必要な措置を審議し、委員会の責任で実施すべき措置は速やかにこれを実施し、理事長又は学部等の長の権限又は責任に関わる事項については、適切な措置を講ずるよう勧告すること。

(相談窓口)

第9条 ハラスメントに関する全学的な相談窓口として相談員を配置する。

(相談員)

第10条 相談員は、次の各号に掲げる者とし、理事長が任命する。

(1) 各学部及び総合教育部の長から推薦された職員

(2) 事務局長から推薦された職員

2 男性の相談員の数と女性の相談員の数は、同数となるよう努めなければならない。

3 第1項により任命した相談員の欠員が生じたときは、理事長は、欠員が生じた第1項各号の長が推薦する者を相談員に任命する。

4 相談員の任期は、2年とする。

5 相談員は、再任されることができる。

6 相談員は、任命された後、相談業務を開始する前に研修を受けるほか、定期的に研修を受けなければならない。

(相談手続)

第11条 ハラスメントの被害者、被害者の代理人、被害を目撃した者及び

加害者とされる者は、相談することができる。

- 2 相談員は、相談者の所属に関わりなく、相談を受理しなければならない。
また、相談員以外の者が相談を受けたときは、必ず相談員に相談を取り次
がなければならない。
- 3 相談は、相談者本位で行う。
- 4 相談は、初回の面談及び相談者が相談員 1 人との面談を強く希望する場合を除き、2 人の相談員（うち 1 人は相談者と同じ性の者とする。）が受け
る。
- 5 相談員は、相談の開始前に、応対する他の相談員の氏名を相談者に知ら
せなければならない。
- 6 相談者は、相談員の交替を求めることができる。
- 7 相談員は、当事者と利害関係があるときは、自主的に他の相談員と交替
しなければならない。
- 8 相談者は、相談の取下げをすることができる。相談者は、相談の取下げ
をした後、別の相談員に同一の相談をすることができる。
- 9 相談は、面談その他の方法で受ける。
- 10 相談にあたっては、ハラスメントに関する証拠等は必要としない。
- 11 相談員は、相談者の了解の下に、相談内容を文書で記録するものとする。
- 12 相談員は、相談者が確認し署名した文書を委員会に報告しなければならない。
ない。
- 13 その他相談に関する手続については、別に定める。

（調査委員会の設置及び解散）

第 12 条 委員会は、相談員の報告に基づき必要と認めるときは、事案の事
実関係を明らかにするために、調査委員会を設置しなければならない。

- 2 調査委員会は、委員会に調査の報告をしたとき又は委員会によって調査
の中止を命じられたとき、解散する。

（調査委員会の組織）

第 13 条 調査委員会は、当事者の所属する学部等以外の職員からなる委員
（以下「調査委員」という。）をもって組織する。

- 2 男性の調査委員と女性の調査委員の数は、同数となるよう努めなければ

ならない。

- 3 委員会が必要と認めるときは、学外者を調査委員に加えることができる。
(調査委員会の委員)

第 14 条 調査委員は、当該相談を受けた相談員以外の者から委員会が選考し、委員長が指名する。

- 2 委員長は、次の各号の一に該当するときは、当該調査委員を解任しなければならない。

- (1) 調査委員が当事者と利害関係のあることが明らかになったとき。
- (2) 調査委員が不適切な調査活動を行ったとき。
- (3) その他調査を進めるにあたって調査委員の交替が必要と委員会が認めたとき。

- 3 調査委員を解任したときは、委員長は、解任した当該調査委員及び当該相談を受けた相談員以外の者から委員に任命する。

(調査委員会の任務)

第 15 条 調査委員会は、必要に応じて当事者及び関係者から事情を聴取するほか、事案の事実関係を明らかにするのに適当な方法によって、事実関係を明らかにする。

- 2 調査委員会は、調査を原則として 2 箇月以内に終了し、その結果を遅滞なく委員会に報告しなければならない。
- 3 調査委員会は、報告にあたって必要と認めるときは、事案の解決又は改善のための措置を意見として添えることができる。

(調査の原則)

第 16 条 調査委員会は、調査にあたっては、当事者の名誉又はプライバシー等の人権に十分配慮するとともに、秘密を保持しなければならない。

- 2 その他調査の手續については、別に定める。

(調査の中止)

第 17 条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、調査委員会に調査の中止を命じることができる。

- (1) 被害者とされる者が調査の中止を申し立て、加害者とされる者がその中止に同意したとき。

(2) 加害者とされる者が法人の構成員でなくなり、調査の続行が困難となったとき。

(3) 調査の開始から2箇月以上経過し、相当の期間の延長をしても調査が完了する見込みがないと認められるとき。

(理事長及び学部等の長のとるべき措置)

第18条 理事長及び学部等の長は、委員会の勧告に基づいて、直ちに必要な措置を取り、その結果を委員会に報告しなければならない。

2 理事長及び委員会は、法人としての対応を被害者に知らせるとともに、理事長は、当事者の名誉及びプライバシー等の人権に十分配慮した上で、経過及び結果を法人の構成員に公表しなければならない。ただし、経過及び結果の公表により、被害者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合にあっては、この限りではない。

(勧告に基づいてハラスメントに対してとられる措置)

第19条 委員会の勧告を受けた理事長又は学部等の長は、ハラスメントの被害者に対して被害の回復又は救済のために必要な措置をとらなければならない。

2 委員会の勧告を受けた理事長又は学部等の長は、ハラスメントの加害者に対して制裁又は再発防止のための措置をとらなければならない。

3 ハラスメントが起きた学部等は、再発防止に必要な措置をとらなければならない。

(不利益防止措置)

第20条 ハラスメントの相談に応じた相談員、調査委員、委員会の委員並びに理事長及び学部等の長は、相談等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 ハラスメントの相談、必要な改善措置及び救済措置等に関して、相談者を含む関係者のプライバシーや名誉を侵害する行為は禁止する。

3 相談者を含む関係者に対して、ハラスメントの相談、必要な改善及び救済措置等を理由とする報復又は不利益な取扱いを禁止する。

4 前3項の規定に違反して秘密の漏洩、関係者のプライバシー若しくは名誉を侵害する行為、又は報復若しくは不利益な取扱いが行われたときは、

委員会は直ちに必要な調査を行い、懲戒を含む適切な措置を理事長又は学部等の長に勧告する。

- 5 法人の構成員は、ハラスメントに関する虚偽の相談又は証言はしてはならない。委員会は、虚偽の相談又は証言があった場合に必要と認めるときは、理事長又は学部等の長に対して懲戒を含む適切な措置をとるよう勧告する。

（関係書類の保存、秘密文書の閲覧禁止）

第 21 条 この規程に従って処理したハラスメントに関する文書は、10 年間保存するものとする。

- 2 前項の文書のうち、関係者の名誉及びプライバシー等の人権の保護のために秘密とされたものは、委員会の委員及び委員会の許可を受けた者を除き、何人も閲覧を禁止する。

（ハラスメント防止委員会の事務）

第 22 条 委員会に関する事務は、総務部人事課が行う。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 12 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。